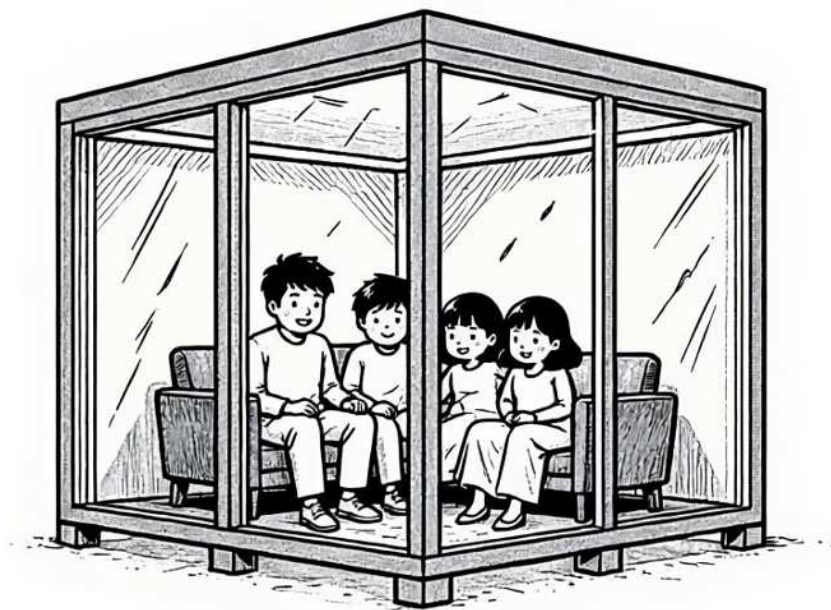


## 大垣市木造住宅耐震シェルター等設置工事補助制度のご案内

昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅で、耐震性が低いとされたものに耐震シェルター・耐震ベッドを設置する費用の一部を市が補助します。

### ◆補助制度の対象

1. 昭和56年5月31日以前に着工した木造の住宅  
(住宅部分が2分の1以上の併用住宅を含む。)
2. 木造住宅耐震診断等の結果、耐震性が低いとされた住宅に設置する工事であること。
3. 市が認める仕様の耐震シェルター・耐震ベッドを設置する工事であること。



設置工事のご契約前に  
補助金の申請が必要です。



大垣市マスコットキャラクター  
おがっきい

※このほかにも条件がありますので、設置工事のご契約前に建築指導課まで  
お問合せ下さい。

◆手続き方法は裏面をご覧ください。

◆申請期間：令和8年5月15日(金)～12月28日(月) ※予算に達し次第終了

### ※お問い合わせ先

大垣市役所都市計画部建築指導課建築指導グループ(市役所5階)  
電話(代表)81-4111 (内線)2683・2684 (直通)47-8436

**！ 必ず、設置工事のご契約前にご相談ください。！**

## 耐震シェルター等設置工事補助制度の手続き方法

① 申請者が「補助金交付申請書」を建築指導課窓口へ提出します。



② 市が申請書類を審査後、「補助金交付決定通知書」を交付します。



③ 申請者と請負業者が設置工事契約を締結します。

※ご契約は、必ず②の交付決定通知書の交付の後に締結してください。



④ 請負業者が設置工事を行います。

※設置工事は、必ず契約後に着工してください。



⑤ 設置工事の完了後、申請者が「実績報告書」を建築指導課窓口へ提出します。



⑥ 市が報告書類を審査後、「補助金確定通知書」を交付します。



⑦ 申請者が「補助金交付請求書」を建築指導課窓口へ提出します。



⑧ 補助金が申請者に支払われます。

(これで木造住宅耐震シェルター等設置工事補助は終了です。)

※後日アンケートにご協力いただく場合があります。